

旧資金運用部資金
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にレを付けること。

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和35年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	都城市	職員数* (H20. 4. 1現在)	34
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	179円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	24,821 (H19)
累積欠損金 (百万円)	(年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	37 (H19)
不良債務 (百万円)	(年度)	財政力指数*	0.512 (H19)
資金不足比率 (%)	0 (H19)	実質公債費比率* (%)	12.9 (H19)
		経常収支比率* (%)	88.1 (H18)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを入力すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を () 内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町] 平成18年1月の合併で旧1市4町が設置していた下水道事業特別会計を統合し、新都城市の下水道事業特別会計として設置した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	都城市公営企業（下水道事業）経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	都城市長 長峯 誠
既存計画との関係	行財政改革大綱、集中改革プラン（H17～21） 第2次都城市生活排水対策総合基本計画（H19年3月策定）
公表の方法等	市のホームページで公表（公表前に議会に対して報告・説明を行う）
基本方針	本市の下水道事業は、昭和35年に事業着手し、生活環境の改善及び水質保全などを目的として積極的な整備の促進に努めてきた。しかし今までの建設投資に伴う企業債残高が多額となり、下水道経営への影響も大きく、一般会計からの繰入金に依存している状況である。今後建設計画の見直し及び維持管理業務の合理化などに努めることにより、安定した経営基盤を確立し経営の健全化を推進する。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	282.7	453.6	237.5	973.8
	補償金免除額	60.4	120.8	30.1	211.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(211.9)	(282.2)	(175.4)	(669.4)

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	282,696	453,575	237,450	973,721
合 計 (A)		282,696	453,575	237,450	973,721
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		282,696	453,575	237,450	973,721

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般 会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	211,847	282,164	175,322	669,333
合 計 (A)		211,847	282,164	175,322	669,333
※上記のうち 一般 会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		211,847	282,164	175,322	669,333

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰出金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の下水道事業は、昭和35年に建設事業に着手し整備を進め、平成18年度の市町合併に伴い、旧市町でそれぞれ設置していた特別会計を新市の下水道事業特別会計として設置し、合併後事務事業等の統合を進め、事務の効率化と経費の削減に取り組んでいる。</p> <p>公共下水道の現在の整備状況として、平成19年3月末現在、普及率36.2%、水洗化率70.3%となっており、県内9市の平均の普及率36.4%、水洗化率67.6%と比較すると平均的であるものの、非常に低い水準にある。</p> <p>しかし普及率の向上のため整備区域の拡大が必要であるが、現在の下水道事業の平成19年度末企業債残高が248億円となっていることを考慮すると今後縮減を図り、厳しさを増す市の財政状況を鑑み、一般会計からの繰入金削減に努めるためにも下水道経営の健全化が急務である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 使用料水準の適正化</p> <p>平成18年度一部処理区において使用料の改定を行ったが、現在の使用料単価が135円であり、総務省が示す150円は満たしておらず、今後全市統一料金による適正化を図る。</p>
	<p>課 題 ② 水洗化率の向上</p> <p>現在の水洗化率が70.3%であり、全国平均の90%と比較して低い水準である。早期に水洗化効率を向上させ施設の利用効率を高め、有収水量の増加による使用料収入の確保を図る。</p>
	<p>課 題 ③ 資本投下の抑制</p> <p>供用開始直後の区域があるため現在の普及率は36.2%であり、全国平均約70%と比較して低い水準となっており、早期の事業拡大が必要であるが、後年度の財政負担の軽減及び経営健全化を進めるためにも、今後の事業計画の見直しにより建設改良費の縮減を図る。</p>
	<p>課 題 ④ 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>給与水準は、国家公務員の給与に準じて、適正化を図ってきたが、定員について計画的に更なる合理化を図る必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

区分	年度	(単位:百万円, %)									
		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前2年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的 収支	1 総 収 入	1,805	1,914	1,839	1,827	1,776	1,912	1,997	2,014	2,021	2,024
	(1) 営 業 収 入	879	888	920	1,110	1,181	1,226	1,268	1,313	1,459	1,478
	ア 料 金 収 入	591	636	684	857	911	961	1,005	1,051	1,193	1,214
	イ 受 託 工 事 収 入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	288	252	236	253	270	265	263	262	266	264
	(2) 営 業 外 収 入	926	1,026	919	717	595	686	729	701	562	546
	ア 他 会 社 収 入	863	995	902	700	573	686	729	701	562	546
	イ そ の 他	63	31	17	17	22	0	0	0	0	0
	2 総 費 用	1,283	1,351	1,325	1,275	1,260	1,326	1,288	1,283	1,274	1,255
	(1) 営 業 費 用	616	659	639	597	592	687	710	716	712	700
ア 職 員 給 与 費	93	94	101	88	74	105	87	87	87	87	
イ そ の 他	523	565	538	509	517	582	623	629	625	613	
(2) 営 業 外 費 用	667	692	686	678	668	639	578	567	562	555	
ア 支 払 利 息	667	692	686	678	668	639	578	567	562	555	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	522	563	514	552	516	586	709	731	747	769	
1 資 本 的 収 入 (F)	4,561	3,747	2,859	2,476	2,022	3,218	2,785	1,864	1,986	1,949	
(1) 地 方 的 収 入	2,069	1,618	1,230	1,193	1,033	2,141	1,427	863	837	907	
(2) 他 会 社 計 補 助 金	463	350	340	329	334	386	398	372	389	396	
(3) 他 会 社 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1,748	1,481	989	766	547	606	869	566	706	591	
(6) 工 事 負 担 金	106	167	134	125	85	85	91	63	54	55	
(7) そ の 他	175	131	166	63	23	0	0	0	0	0	
2 資 本 的 支 出 (G)	5,037	4,270	3,323	3,073	2,518	3,789	3,474	2,575	2,713	2,698	
(1) 建 設 改 良 費	4,221	3,287	2,438	2,170	1,607	1,464	2,108	1,471	1,587	1,555	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	144	141	128	144	152	103	121	121	121	121	
(3) 他 会 社 計 長 期 借 入 金 返 還 金	803	983	885	903	911	2,325	1,366	1,104	1,126	1,143	
(4) 他 会 社 計 へ の 繰 出 金	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△476	△523	△464	△597	△496	△571	△689	△711	△727	△749	

(単位:百万円, %)

区分	年度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収支再差引	(E)+(I) (J)	46	40	50	$\Delta 45$	20	15	20	20	20	20
積立金	(K)	72	49	41	33	16	20	20	20	20	20
前年度からの繰越金	(L)	34	18	9	19	1	5	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	8	9	18	$\Delta 59$	5	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	14	2	13	1	5	0	0	0	0	0
実質収支	(P)	0	7	5	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)	$\Delta 6$	0	0	$\Delta 60$	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ (%)	$\Delta 0.7$	0.0	0.0	$\Delta 5.4$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ (%)	86.5	82.0	83.2	83.9	81.8	52.4	75.2	84.4	84.4	84.4
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金不足額	(R)	6	0	0	60	0	0	0	0	0	0
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	879	888	920	1,110	1,181	1,226	1,268	1,313	1,459	1,478
資金不足比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$ (%)	0.7	0.0	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積立金	現在高	59	76	42	45	37	57	77	97	117	137
企業債	現在高	23,310	24,045	24,390	24,741	24,821	24,637	24,698	24,457	24,167	23,931
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		23,310	24,045	24,390	24,741	24,821	24,637	24,698	24,457	24,167	23,931
うちその他に係るもの											

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的収支	区分	1,141	1,234	1,134	949	839	947	987	959	823	805
うち基準内繰入金		395	373	351	341	600	698	727	686	664	643
うち基準外繰入金		746	861	783	608	239	249	260	273	159	162
うち料金収入に計上すべき繰入等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち赤字補てんのなもの		746	861	783	608	239	249	260	273	159	162
本来的収支	区分	463	350	340	329	334	386	398	372	389	396
うち基準内繰入金		242	275	233	196	236	235	225	223	230	228
うち基準外繰入金		221	75	107	133	98	151	173	149	159	168
うち赤字補てんのなもの		221	75	107	133	98	151	173	149	159	168

(3) 経営指標等

(単位：%)

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
資金不足比率	0.7	0.0	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料回収率※	41.5	40.2	41.5	52.2	68.2	70.7	70.7	71.1	78.9	79.4
総収支比率(法適用)										
経常収支比率(法適用)										
営業収支比率(法適用)										
累積欠損金比率(法適用)										
収益的収支比率(法非適用)	86.5	82.0	83.2	83.9	81.8	52.4	75.2	84.4	84.2	84.4
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	△0.7			△5.4						
収益的収入分	63.2	64.5	61.7	52.0	47.2	49.5	49.4	47.6	40.7	39.8
うち基準内繰入金	21.9	19.5	19.1	18.7	33.8	36.5	36.4	34.1	32.9	31.8
うち基準外繰入金	41.3	45.0	42.6	33.3	13.4	13.0	13.0	13.6	7.9	8.0
うち料金収入に計上すべき繰入等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	41.3	45.0	42.6	33.3	13.4	13.0	13.0	13.6	7.9	8.0
資本的収入分	10.2	9.3	11.9	13.3	16.6	12.0	14.3	20.0	19.6	20.3
うち基準内繰入金	5.3	7.3	8.2	7.9	11.7	7.3	8.1	12.0	11.6	11.7
うち基準外繰入金	4.8	2.0	3.7	5.4	4.9	4.7	6.2	8.0	8.0	8.6
うち赤字補てん的なもの	4.8	2.0	3.7	5.4	4.9	4.7	6.2	8.0	8.0	8.6

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
- (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100
- (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100
- (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金＋減価償却費) ＋ 企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金) ＋ 地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成18年度に一部処理区において使用料改定を行っており、その増収分を計上している。また平成23年度に予定している使用料の全市統一と使用料改定による使用料単価135円/㎡から150円/㎡で使用料収入を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	汚水処理経費について使用料では賄えていない状況であり、一般会計からの繰入りに依存せざるを得ないが、使用料の見直し及びコストの縮減等により、繰入金の減額に努める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20年度から21年度において汚水処理施設の増設等により施設への投資が必要であるが、下水道計画区域の適正化や今後必要となってくる老朽管路の効率的な改築等により資本投資の抑制を図り、供用開始区域についての水洗化率の向上による増収に努める。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	企業債残高を減額するため、新規事業に伴う企業債発行の抑制に努める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目		具体的内容
1	行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	IIの課題番号
	○ 地方公務員の職員数の純減の状況	④
	○ 給与のあり方	
	◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	④
	◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	④
	◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	④
2	物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	福利厚生事業については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(総務事務次官通知)に従い、任員の理解が得られるものとなるよう、毎年度、事業の点検、見直しを行うとともに、公費負担分の事業の実施状況について公表している。 平成18年度では、事業の性格に応じて公費と会費の負担割合を定め、公費負担額の用途を明確にするとともに、事業の整理・統合を行い、公費負担額を職員の本俸の1,000分の8から1,000分の6に引き下げた。負担割合は1対1となっている。また、健保組合への事業主負担割合については、宮崎県市町村職員共済組合の予防的医療費削減の取組に協力し、公費負担額の適正化を図るもの。
	○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③
	○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③
		退職時特昇退職手当は、合併時の平成18年1月に解消した。 福利厚生事業については、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(総務事務次官通知)に従い、任員の理解が得られるものとなるよう、毎年度、事業の点検、見直しを行うとともに、公費負担分の事業の実施状況について公表している。 平成18年度では、事業の性格に応じて公費と会費の負担割合を定め、公費負担額の用途を明確にするとともに、事業の整理・統合を行い、公費負担額を職員の本俸の1,000分の8から1,000分の6に引き下げた。負担割合は1対1となっている。また、健保組合への事業主負担割合については、宮崎県市町村職員共済組合の予防的医療費削減の取組に協力し、公費負担額の適正化を図るもの。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	平成18年1月に1市4町で合併し、現在も不均一な使用料体系となっている。旧都市市においては、合併以前から使用料改定を予定していたため、平成18年度に改定をしたところであるが、未だに低い水準となっている。今後、平成23年度に改定を予定しており、料金体系の統一と適正な料金水準への引き上げにむけて取り組んでいるところである。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	②、③	都城市の都市計画は、市街化区域、市街化調整区域を設定しない、非線引区域となっているため、市街地が周辺地域に拡大し、人口の密集度が低くなっている。このまま整備をすすめた場合、コストが増大するわりには、普及率の向上を大きく見込むことは困難であると予想される。整備計画の見直しを行い、コスト縮減につとめているところである。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		下水道事業の決算状況については、市広報により一般会計とともに公表しているところである。今後は、よりわかりやすい説明につとめるように工夫する。
○ 行政評価の導入	③	今年度、再評価審議会を設置し、下水道事業の再評価を予定している。他の処理方式（合併処理浄化槽、農業集落排水）との比較検討も含め、事業の再評価をおこなう。
5 その他	①	下水道事業の健全な経営のために、経営状況を分析したうえで、適正な使用料を設定し、利用者への説明責任を果たすことができるように、公営企業法の適用化を推進する必要がある。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課題		取組み及び目標
1	職員数の純減や人件費の総額の削減	処理場の運転管理は、供用開始時から委託しており、人件費の抑制に努めているが、平成16年度に下水道建設課、下水道管理課の2課を下水道課に統合するなど事務の効率化にも努めている。今後、集中改革プラン終了までは、集中改革プランに沿って定員管理を行い、その後も、引き続き事務の効率化につとめ人員削減の方策を検討する。
2	経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成18年度に使用料改定を実施し、今後は平成23年度に改定予定である。建設事業費や施設の管理費等の抑制に努めて、適正な料金として利用者に提示できるようにする。
3	一般会計等からの基準外繰出しの解消等	水洗化の普及と活動により有収水量の増を目指し、さらに平成23年度に使用料を改定することにより、歳入増につとめる。
4	その他	平成18年度に都市生活排水対策総合基本計画を作成し、整備区域見直しを計画しているところであるが、20年度に下水道事業の再評価を実施することから、さらなる整備区域の検討を行い、事業計画を作成する。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年間の間に実施したものに限る。)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト削減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じて改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ別の合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 繰上償還希望額」欄に記入する「繰上償還希望額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(繰上償還希望額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「繰上償還希望額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の繰上償還額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

